

平成27年6月23日

戸坂小学校体育施設開放事業運営委員会委員長 様
戸坂小学校体育施設開放事業登録団体 各位

市民局文化スポーツ部
スポーツ振興課長

戸坂小学校体育施設開放事業に係る校門付近の禁煙等について

6月22日、戸坂小学校の近隣住民の方から当課に対して、「戸坂小学校体育施設開放事業の土曜日及び日曜日の活動において、利用団体の指導者が、校門前で喫煙をした上、側溝に吸殻を捨てる等の迷惑行為を行っている。こうした行為は、児童に対して悪影響を与えるばかりか、火の不始末及び受動喫煙等の問題があることから、学校周辺を禁煙にするとともに、当該利用団体に対して利用停止の措置を行うべきである。」旨の指摘がありました。

利用団体の皆様におかれましては、「戸坂小学校体育施設の利用上の注意事項について」（平成27年1月14日付け戸坂小学校体育施設開放事業運営委員会委員長通知）により、学校体育施設開放事業における喫煙のルールやマナーについて、御配慮いただいているところですが、近隣住民の方から、喫煙に関して再度このような指摘があったことは誠に遺憾であります。

また、本市といたしましても、市民の皆様の健康増進を図る目的から、喫煙率の減少や受動喫煙防止等の禁煙対策に取り組んでおり、広島市立学校においては、平成15年9月1日から学校内完全禁煙を実施し、皆様に御理解と御協力をお願いしているところです。

これまで校門付近等の学校外は、禁煙の対象にはなっていませんでしたが、学校と協議の上、学校が児童の教育現場であり、児童への影響等を考慮し、今後、学校周辺、特に校門付近において、学校内と同様、禁煙の御協力をお願いすることといたしました。

つきましては、このことについて、御理解と御協力をお願いするとともに、利用団体の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

今後、活動時等において、校門付近で喫煙をしたり、吸殻を捨てたりする等の迷惑行為等を発見した場合、事実確認の上、やむを得ず、当該利用団体の活動を一時停止する等の措置を講じる場合がありますので、利用団体の皆様におかれましては、学校体育施設を利用していること、また、近隣住民の皆様の御理解及び御協力の下で学校体育施設開放事業を運営していることを念頭に置き、厳正な態度で利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

スポーツ振興課

担当：小田

TEL 082-504-2503